

第 12 号

令和 5 年度山梨県一般会計予算

令和 5 年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 498,840,747 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の  
各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県 税		<b>98,545,306</b>
	1 県 民 税	34,287,950
	2 事 業 税	27,618,700
	3 地 方 消 費 税	12,511,450
	4 不 動 産 取 得 税	1,757,150
	5 県 た ば こ 税	1,011,450
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	823,500
	7 軽 油 引 取 税	7,032,300
	8 自 動 車 税	13,491,200
	9 銃 区 税	100
	10 固 定 資 産 税	2
11 狩 猟 税	11,500	

	12 旧法による税	4
2 地方消費税清算金		43,834,837
	1 地方消費税清算金	43,834,837
3 地方譲与税		15,612,124
	1 特別法人事業 譲与税	14,144,000
	2 地方揮発油譲与税	1,203,000
	3 石油ガス譲与税	71,000
	4 自動車重量譲与税	134,000
4 地方特例交付金	5 森林環境譲与税	60,124
		484,001
5 地方交付税	1 地方特例交付金	484,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交付金	1
		134,669,000
	1 地方交付税	134,669,000

6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			238,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		238,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金			1,947,492
	1 負 担 金		1,947,492
8 使 用 料 及 び 手 数 料			7,000,005
	1 使 用 料		5,682,573
	2 手 数 料		1,317,432
			58,662,309
9 国 庫 支 出 金			20,708,144
	1 国 庫 負 担 金		20,708,144
	2 国 庫 補 助 金		37,190,524
	3 国 庫 委 託 金		763,641
10 財 産 収 入			592,961
	1 財 産 運 用 収 入		306,082
	2 財 産 売 払 収 入		286,879

11 寄 附 金			170,252
	1 寄 附 金		170,252
12 繰 入 金			10,388,145
	1 特 別 会 計 繰 入 金		829,562
	2 基 金 繰 入 金		9,558,583
13 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
14 諸 収 入			93,351,314
	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料 等		107,567
	2 県 預 金 及 び 貸 付 金 等 利 子 収 入		17,121
	3 貸 付 金 等 償 還 金		87,666,179
	4 受 託 事 業 収 入		1,731,442
	5 収 益 事 業 収 入		2,414,241
	6 雑 入		1,414,764

15 県	債		33,345,000
	1 県	債	33,345,000
歳	入	合 計	498,840,747

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	1,031,671
2 総務費		
	1 総務管理費	16,683,944
	2 企画費	9,571,422
	3 徴税費	3,659,000
	4 市町村振興費	1,656,149
	5 選挙費	432,471
	6 防災費	1,008,698
	7 統計調査費	291,898
	8 人事委員会費	137,694
	9 監査委員費	159,182
2 総務費		33,600,458

3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	43,239,780
	2 児 童 福 祉 費	15,851,479
	3 生 活 保 護 費	1,115,970
	4 災 害 救 助 費	132,365
<b>4 衛 生 費</b>		<b>25,543,984</b>
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	13,478,344
	2 環 境 衛 生 費	2,346,116
	3 保 健 所 費	1,052,541
	4 医 薬 費	8,666,983
5 勞 働 費		<b>1,900,107</b>
	1 勞 政 費	305,467
	2 職 業 訓 練 費	1,358,787
	3 勞 働 力 対 策 費	158,096

	4 労働委員会費	77,757
<b>6 農林水産業費</b>		<b>21,045,228</b>
	1 農業水産業費	4,964,135
	2 畜産業費	1,092,668
	3 農地費	6,953,127
	4 林業費	8,035,298
<b>7 商工費</b>		<b>76,428,727</b>
	1 商工費	75,516,476
	2 観光費	912,251
<b>8 土木費</b>		<b>57,059,354</b>
	1 土木管理費	2,805,078
	2 道路橋りょう費	26,168,496
	3 河川砂防費	11,494,445
	4 都市計画費	7,383,837

	5 住宅費	9,207,498
<b>9 警察費</b>		<b>21,689,000</b>
	1 警察管理費	19,317,228
	2 警察活動費	2,371,772
<b>10 教育費</b>		<b>87,195,409</b>
	1 教育総務費	12,361,600
	2 小学校費	25,521,108
	3 中学校費	14,366,506
	4 高等学校費	15,172,452
	5 特別支援学校費	8,137,041
	6 社会教育費	3,678,842
	7 保健体育費	796,915
	8 大学費	1,437,581
	9 私学振興費	5,723,364

11 災 害 復 旧 費			2,813,484
	1 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費		415,427
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		2,398,057
12 公 債 費			71,324,026
	1 公 債 費		71,324,026
13 諸 支 出 金			38,369,705
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金		9,099
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金		50
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金		2,717
	4 公 共 施 設 基 金 積 立 金		7,143
	5 諸 費		38,350,696
14 予 備 費			500,000
	1 予 備 費		500,000
歲 出	合 計		498,840,747

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理費	3,145,292
		感染症対策費	656,737
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生環境研究所管理費	44,344
		狩猟管理指導費	123,519
6 農林水産業費	4 林業費		
10 教育費	5 特別支援学校費	甲府支援学校等施設整備費	422,910

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
流通備蓄衛生物資の管理について委託契約を締結すること。	令和6年度から 令和8年度まで		35,924 千円
大村智人材育成基金若者海外留学体験人材育成事業に係る留学費用の補助対象者に対し助成を決定すること。	令和5年度から 令和7年度まで		6,250 千円
令和5年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	令和5年度から 令和6年度まで	5,998,156千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額	
リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について委託契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで		14,000 千円
企業等の最先端技術、新製品の実証実験(リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業)に対し助成すること。	令和5年度から 令和6年度まで		45,000 千円
庁内託児所の運営について委託契約を締結すること。	令和5年度から 令和7年度まで		19,016 千円

自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和5年度から令和6年度まで	8,718 千円
令和5年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	令和6年度から令和10年度まで	404,400 千円
令和5年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	令和6年度から令和8年度まで	23,100 千円
令和5年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	令和6年度から令和8年度まで	120,564 千円
令和5年度に医療機関の短時間正規職員勤務制度導入に伴う職員の雇用等に対し助成すること。	令和6年度から令和7年度まで	75,600 千円
令和6年度に公立大学法人山梨県立大学が開講する感染管理認定看護師教育課程への看護師派遣に伴う受講料等に対し助成すること。	令和6年度	28,000 千円
令和5年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和5年度から令和6年度まで	423,428千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額

<p>山梨県信用保証協会が、令和5年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償す</p>	<p>令和5年度から令和22年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額22,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以</p>
---	------------------------	---

<p>ること。</p>		<p>内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。))であって事業再生計画実施関連保証を付したものであるについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。))に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)</p>
<p>令和5年度にもものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。</p>	<p>令和5年度から令和15年度まで</p>	<p>57,146 千円</p>

<p>令和5年度に緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から 令和7年度まで</p>	<p>54,197 千円</p>
<p>令和5年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>令和5年度から 令和15年度まで</p>	<p>247,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>令和5年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>令和6年度から 令和25年度まで</p>	<p>融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内</p>
<p>令和5年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。</p>	<p>令和6年度から 令和15年度まで</p>	<p>融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内</p>
<p>令和5年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>令和6年度から 令和20年度まで</p>	<p>融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内</p>
<p>令和5年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>令和6年度から 令和15年度まで</p>	<p>融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内</p>
<p>令和5年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>令和6年度から 令和30年度まで</p>	<p>融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内</p>

令和5年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	令和6年度から令和20年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
令和5年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	令和6年度から令和20年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.43%以内
令和5年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	令和6年度から令和30年度まで	融資限度額 317,000千円の利率年 0.23%以内
令和5年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給を行うこと。	令和6年度から令和12年度まで	融資限度額 180,000千円の利率年 0.919%以内
令和5年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和5年度から令和14年度まで	6,979,919千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
一般国道137号道路改良工事(笛吹市)の設計業務について委託契約を締結すること。	令和6年度	100,000千円
一般国道140号道路改良工事(笛吹市)について請負契約を締結すること。	令和6年度	100,000千円
一般国道140号道路改良工事5工区(笛吹市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和6年度から令和7年度まで	2,000,000千円

<p>一般国道411号一之瀬高橋2号トンネル(仮称)新設工事(甲州市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>	<p>1,950,000 千円</p>
<p>主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事(韮崎市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎増富線江草大渡トンネル(仮称)新設工事(北杜市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事(韮崎市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事(西八代郡市川三郷町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>一般県道甘利山公園線道路改良工事(韮崎市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>一般県道休息山梨線道路改良工事(甲州市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>50,000 千円</p>

<p>一般国道140号落合4号橋(仮称)上部工事(甲府市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>	<p>900,000 千円</p>
<p>一般国道140号落合5号橋(仮称)上部工事(甲府市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>	<p>1,100,000 千円</p>
<p>主要地方道市川三郷富士川線富士橋旧橋撤去工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋上部工事(甲府市、甲斐市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>	<p>700,000 千円</p>
<p>主要地方道甲府昇仙峡線櫻橋下部工事(甲府市、甲斐市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>一般県道中下条甲府線長松寺橋下部工事(甲府市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>一般県道横手日野春停車場線駒城橋下部工事(北杜市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度</p>	<p>350,000 千円</p>

一般県道天神平甲府線西沢橋新設工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	100,000千円
一般県道休息山梨線清水橋旧橋撤去工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	50,000千円
一般国道137号電線共同溝工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和6年度	50,000千円
一般国道139号電線共同溝工事1工区（富士吉田市）について物件移転補償契約を締結すること。	令和6年度	18,000千円
一般国道139号電線共同溝工事2工区（富士吉田市）について物件移転補償契約を締結すること。	令和6年度	30,000千円
主要地方道甲府南アルプス線電線共同溝工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	150,000千円
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	100,000千円

主要地方道河口湖精進線電線共同溝工事 (南都留郡富士河口湖町) について請負契約を締結すること。	令和6年度	50,000 千円
一般国道140号西沢大橋補修工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。	令和6年度	150,000 千円
一級河川濁川基幹河川改修工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和6年度	50,000 千円
一級河川渋川基幹河川改修工事 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和6年度	107,000 千円
一級河川高倉川改修工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和6年度	60,000 千円
一級河川桂川改修工事 (富士吉田市) について請負契約を締結すること。	令和6年度	100,000 千円
広瀬ダム取水設備改良工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。	令和6年度	220,000 千円
大門ダム観測・監視設備改良工事 (北杜市) について請負契約を締結すること。	令和6年度	160,000 千円

深城ダム取水放流設備改良工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	100,000千円
富士川水系漆川通常砂防工事（南アルプス市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	40,000千円
富士川水系湯沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町） について請負契約を締結すること。	令和6年度	40,000千円
富士川水系身延川通常砂防工事（南巨摩郡身延町） について請負契約を締結すること。	令和6年度	40,000千円
相模川水系糠蒔沢通常砂防工事（都留市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	50,000千円
相模川水系小沢川通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	30,000千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	30,000千円
富士川水系菅口沢火山砂防工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	30,000千円

中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和6年度	40,000 千円
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和6年度	50,000 千円
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和6年度	160,000 千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和6年度	120,000 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和6年度	1,983 千円
令和5年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成すること。	令和5年度から 令和17年度まで	25,680 千円
Web教務システム機器等の運用及び保守 について委託契約を締結すること。	令和6年度	5,556 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,446,000	普通債券貸借 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直し を行った後 は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	1,058,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	6,133,000	同上	同上	同上
河川砂防費	1,846,000	同上	同上	同上
都市計画費	1,278,000	同上	同上	同上
住宅費	334,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	3,157,000	同上	同上	同上

災害復旧費	1,053,000	同	上	同	上	同	上
衛生環境研究所整備費	479,000	同	上	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	251,000	同	上	同	上	同	上
公共施設等長寿命化等事業費	4,138,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,297,000	同	上	同	上	同	上
子どものごころサポータープラザ整備費	23,000	同	上	同	上	同	上
森林総合研究所整備費	3,000	同	上	同	上	同	上
脱炭素化推進事業費	119,000	同	上	同	上	同	上
管理捕獲従事者等費	92,000	同	上	同	上	同	上
自然公園施設整備費	15,000	同	上	同	上	同	上
西沢溪谷歩道改修費	79,000	同	上	同	上	同	上
総合農業技術センター整備費	52,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	3,134,000	同	上	同	上	同	上

自然災害防止事業費	623,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	3,666,000	同	上	同	上	同	上
総合教育センター改修費	1,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	25,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	487,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舍整備費	34,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	123,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	2,395,000	同	上	同	上	同	上
<b>計</b>	<b>33,345,000</b>						

第 13 号

令和 5 年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和 5 年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,881,923 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 使用料及び手数料	1 使用料	1,998,903	
			1,998,903
2 県支出金	1 県補助金	1,077,933	
			1,077,933
3 財産収入	1 財産運用収入	2,336,963	
	2 財産売却収入	435,563	
			1,901,400
4 寄附金	1 寄附金	6,001	
			6,001
5 繰越金	1 繰越金	499,302	
			499,302
6 諸収入			205,277

	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過料	1
	3 雑収入	204,716
7 県債		757,544
	1 県債	757,544
歳入	合計	6,881,923

歲出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	777,940
	1 管理費	777,940
2 事業費	1 事業費	2,512,029
	1 事業費	2,512,029
3 交付金	1 交付金	2,274,702
	1 交付金	2,274,702
4 公債費	1 公債費	1,006,252
	1 公債費	1,006,252
5 繰出金	1 一般會計繰出金	310,000
	1 一般會計繰出金	310,000
6 予備費	1 予備費	1,000
	1 予備費	1,000

歲 出 合 計	6,881,923
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	446,000	普通債券貸券借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	27,000	同上	同上	同上
借換債	284,544	同上	同上	同上
計	757,544			

第 14 号

令和 5 年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和 5 年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 264,565 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		77,589
	1 国庫負担金	77,589
2 財産収入		11
	1 財産運用収入	11
3 繰入金		105,965
	1 繰入金	105,965
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	264,565

歲出

款	項	金額
1 災害救助費		264,565
	1 災害救助費	264,565
歲出合計		264,565

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 15 号

令和 5 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 143,145千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	3,459
2 繰越金	1 繰越金	91,083
3 諸収入	1 貸付金元利収入	48,603
	2 雑収入	48,597
		6
歳入	合計	143,145

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉	1 母子父子寡婦福祉費	115,579
2 公債費	1 公債費	15,675
3 繰出金	1 一般会計繰出金	11,891
歳出	合計	143,145

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	令和6年度から令和10年度まで	80,424 千円

第 16 号

令和 5 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和 5 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,197,071 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		471,591
	1 繰越金	471,591
2 諸収入		1,075,480
	1 貸付金償還金	1,075,480
3 県債		650,000
	1 県債	650,000
歳入	合計	2,197,071

歲出

款	項	金額
1 中小企業貸付資金		2,197,071
	1 中小企業貸付資金	2,197,071
歲出	合計	2,197,071

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和5年度において、県及び金融機関からの借入金並びに自己資金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>令和5年度から令和15年度まで</p>	<p>借入元本及び自己資金500,000千円の元利合計金額（延滞利息含む。）の45%以内（リースにあつては50%以内）のうち自己資金40,000千円を除いた額</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	650,000			



第 17 号

令和 5 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和 5 年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,190,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		560,000
	1 繰入金	560,000
2 繰越金		168,902
	1 繰越金	168,902
3 諸収入		461,456
	1 貸付金元利収入	461,456
歳入	合計	1,190,358

歳出

款	項	金額	額
1 市町村振興資金 貸付			1,190,358
	1 資金貸付金		1,190,358
歳出合計			1,190,358



第 18 号

令和 5 年度山梨県税証紙特別会計予算

令和 5 年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 761,737 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 県税証紙収入			761,736
	1 県税証紙収入		761,736
2 繰越金			1
	1 繰越金		1
歳入	合計		761,737

歲出

款	項	金額
1 繰出金	1 一般會計繰出金	761,737
	合計	761,737



第 19 号

令和 5 年度山梨県集中管理特別会計予算

令和 5 年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,076,232 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	49,301
2 繰入金	1 繰入金	45,158
3 諸収入	1 振替収入	102,981,773
歳入	合計	103,076,232

歲出

款	項	金額
1 自動車管理費		23,968
	1 自動車管理費	23,968
2 給与管理費		102,948,960
	1 給与管理費	102,948,960
3 通信管理費		81,929
	1 通信管理費	81,929
4 車両燃料管理費		21,375
	1 車両燃料管理費	21,375
歲出	合計	103,076,232



第 20 号

令和 5 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 5 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84,005 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,500
2 繰越金	1 繰越金	57,133
3 諸収入	1 貸付金償還金	25,372
	2 雑入	2
	合計	84,005

歲 出

款	項	金 額
1 業 業 · 木 材 產 業 林 改 善 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	72,504
		72,504
2 木 材 產 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	11,501
		11,501
歲 出	合 計	84,005



第 21 号

令和 5 年度山梨県公債管理特別会計予算

令和 5 年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,421,828 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	137,849
2 繰入金	1 一般会計繰入金	71,304,026
	2 基金繰入金	6,907,271
3 県債	1 県債	45,072,682
歳入	合計	123,421,828

歳出

款	項	金額
1 公債費		123,283,979
	1 公債費	123,283,979
2 諸支出金		137,849
	1 県債管理基金積立金	137,849
歳出	合計	123,421,828

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	45,072,682	普通債 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直し を行った後 は、当該利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	45,072,682			

第 22 号

令和 5 年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76,428,708 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		50,600,028
	1 負担金	50,600,028
2 国庫支出金		20,929,340
	1 国庫負担金	15,364,553
	2 国庫補助金	5,564,787
3 財産収入		34
	1 財産運用収入	34
4 繰入金		4,897,073
	1 一般会計繰入金	4,897,073
5 繰越金		2,233
	1 繰越金	2,233
歳入	合計	76,428,708

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	47,737
	2 国民健康保険運営費 協 議 会	366
2 保険給付費等金	1 保険給付費等交付金	60,165,858
3 介護納付金	1 介護納付金	4,131,616
4 前期高齢者納付金	1 前期高齢者納付金	19,428
5 後期高齢者支援金	1 後期高齢者支援金	11,822,063
6 病床転換支援金		37

	1 病床轉換支援金	37
7 共同事業拋出金		164,953
	1 共同事業拋出金	164,953
8 保健事業費		74,383
	1 保健事業費	74,383
9 諸支出金		2,267
	1 国民健康保険財立 安定化基金積立金	34
	2 諸費	2,233
歳出	合計	76,428,708

第 23 号

令和 5 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 493,797,500 キロワットアワー  
(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	6,077,106 千円
第 1 項 営業収益	4,985,195 千円
第 2 項 財務収益	10,769 千円
第 3 項 事業外収益	677,997 千円
第 4 項 特別利益	403,145 千円
支 出	
第 1 款 電気事業費用	5,410,299 千円
第 1 項 営業費用	4,192,608 千円
第 2 項 財務費用	2,113 千円
第 3 項 事業外費用	997,917 千円

第4項 特別損失	212,661 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,918,632 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 79,604 千円、減債積立金 21,030 千円、建設改良積立金 1,093,816 千円、地域文化振興等積立金 687,885 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,036,297 千円で補填するものとする。)

### 収入

第1款 資本的収入	63,875 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円
第2項 長期貸付金償還金	43,865 千円
第3項 国庫補助金	20,000 千円

### 支出

第1款 資本的支出	2,982,507 千円
第1項 水力発電所建設費	376,000 千円
第2項 小水力発電所建設費	772,000 千円
第3項 水力発電設備改良費	833,522 千円
第4項 業務設備改良費	33,475 千円
第5項 事業外設備改良費	172,500 千円
第6項 水力発電地点等開発調査費	45,980 千円

第7項 水力発電設備改良調査費 198,000 千円  
 第8項 企業債償還金 21,030 千円  
 第9項 出資金 30,000 千円  
 第10項 繰出金 500,000 千円  
 (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 電気事業費用	1 営業費用	湯島発電所 リプレイス事業	125,890 千円	令和5年度	
				令和6年度	
				令和7年度	125,890 千円
		琴川系発電所 リプレイス事業	208,876 千円	令和5年度	
				令和6年度	
				令和7年度	208,876 千円
				令和5年度	
湯島発電所 リプレイス事業	1,270,346 千円	令和6年度	316,811 千円		

1 資本的支出	3 水力発電設備改良費	琴川系発電所 リプレース事業	1,476,200 千円	令和7年度	953,535 千円
				令和5年度	
				令和6年度	130,900 千円
				令和7年度	1,345,300 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項目	期間	限度	額
	令和5年度水力発電施設の改修工事等について契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで		553,919 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,067,427 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、125,042 千円と定める。



第 24 号

令和 5 年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 湯 □ 数 467 □
- (2) 年間総給湯量 634,500 立方メートル
- (3) 一日平均給湯量 1,738 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第 1 款 温泉事業収益 128,393 千円
- 第 1 項 営 業 収 益 122,095 千円
- 第 2 項 営 業 外 収 益 6,288 千円
- 第 3 項 特 別 利 益 10 千円

支 出

- 第 1 款 温泉事業費用 139,835 千円
- 第 1 項 営 業 費 用 132,508 千円
- 第 2 項 営 業 外 費 用 5,987 千円

第3項 特別損失	340 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 31,142 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 332 千円、建設改良積立金 27,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,310 千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支出

第1款 資本的支出	31,152 千円
第1項 温泉事業設備改良費	31,152 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 28,858 千円  
(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,445千円と定める。



第 25 号

令和 5 年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 丘の公園年間総収容人員 236,051 人  
(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	160,025 千円
第 1 項 営 業 収 益	160,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	15 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	120,659 千円
第 1 項 営 業 費 用	107,474 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,175 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 79,856 千円は、過年度分損益勘定留保資金 76,942 千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,914 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 79,866 千円

第1項 地域振興事業設備改良費 35,000 千円

第2項 他会計借入金償還金 43,866 千円

第3項 予 備 費 1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

第 26 号

令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総処理水量 48,784,000 m<sup>3</sup>
  - (2) 1 日平均処理水量 133,655 m<sup>3</sup>
  - (3) 流域関連市町村数 19 市町村
  - (4) 建設改良費 1,970,092 千円
- (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第 1 款 下水道事業収益 8,424,493 千円
- 第 1 項 営業収益 3,680,774 千円
- 第 2 項 営業外収益 4,743,715 千円
- 第 3 項 特別利益 4 千円

支 出

- 第 1 款 下水道事業費用 8,407,018 千円
- 第 1 項 営業費用 8,318,956 千円

第2項 営業外費用	87,061 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,161,054 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,571 千円、過年度分損益勘定留保資金 302,201 千円及び当年度分損益勘定留保資金 828,282 千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,969,670 千円
第1項 企業債	435,000 千円
第2項 国庫補助金	959,000 千円
第3項 市町村負担金	499,832 千円
第4項 他会計補助金	75,838 千円

支出

第1款 資本的支出	3,130,724 千円
第1項 建設改良費	1,970,092 千円
第2項 企業債償還金	1,160,632 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	435,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	435,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の

金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 177,429 千円  
(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,451,321 千円である。